

# 1 県税税率等の変遷

税目		年度	昭和28	29	30	31	32	33	34	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	
県	民	税率	個人	(創設)均等割 年 100円 所得割 所得税額の 5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 150万円 以下 2% 150万円 超 4%											均等割標準税率 年額 300円	
			法人	(創設)均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%							法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の額が 千円超の 法人及び保 険業法に基 づく相互会 社 年 1000円 上記法人以 外の法人等 年 600円	法人税割 5.6%				法人税割 5.2% 超過税率 6.2%	均等割 標準税率 (1)資本の金額又は出資金 額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2)資本の金額又は出資金 額が1千万円を超え1億 円以下の法人 年額 3,000円 (3)資本の金額又は出資金 額が1千万円以下の法人 等 年額 1,800円		
事	業	税率	事業主額	基礎控除 年5万円	基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			基礎控除 年20万円	事業主控除 と名称変更 年22万円	年24万円	年25万円	年27万円	年32万円	年36万円	年60万円	年80万円	年150万円	年180万円	年200万円	
			個人	税率	第1種事業 8% 第2種事業 及び第3種 事業 6% 助産婦業等 4%		第1種事業 課税所得 年 50万円 以下 6% 年 50万円 超 8%		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%													制限税率 標準税率 の1.1倍
			その他	特別所得税 を事業税の 第3種事業 とした。																		
事	業	税率	法人	普通法人 年 50万円 以下 10% 年 50万円 超及び清算 所得 12% 収入金額課 税法人 1.5%		普通法人 年 50万円 以下 8% 年100万円 以下 10% 年100万円 超及び清算 所得 12%		普通法人 年 50万円 以下 7% 年100万円 以下 8% 年200万円 以下 9% 年200万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年100万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%	普通法人 年 100万円 以下 6% 年200万円 以下 9% 年300万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%	普通法人 年150万円 以下 6% 年300万円 以下 9% 年300万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年150万円 以下 6% 年150万円 超及び清算 所得 8%										普通法人 年 350万円 以下 6% 年 350万円 超 700万円 以下 9% 年 700万円 超及び清算 所得 12% 特別法人 年 350万円 以下 6% 年 350万円 超及び清算 所得 8%	制限税率 標準税率 の1.1倍	
			個人	その他	生命保険事業 を収入金額 課税とした。 (創設) 税率 3% 新築住宅控 除 100万円	損害保険事業 を収入金額 課税とした。 (免税点) 1万円 建築家屋 10万円 その他家屋 5万円		地方鉄道軌 道事業を所得 課税とした。		(免税点) 土地 5万円 建築家屋 15万円 その他家屋 8万円 (控除) 新築住宅控 除 150万円					分割法人の 分割基準を改 正し、製造業 以外の法人で 資本又は出 資の金額が1 億円以上のも のについても 本社の従業員 の数を2分の 1とする。				(免税点) 土地 10万円 建築家屋 23万円 その他家屋 12万円 (控除) 新築住宅控 除 230万円		新築住宅控 除 350万円	
不動産取得税																						
県たばこ税 (県たばこ 消費税)			(創設) 税率 5 115		税率 8%					税率 9% 課税標準の 改正				税率 10.3%	課税標準算 定の基礎と なる額 3円83銭3厘	課税標準算 定の基礎と なる額 3円95銭5厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円9銭4厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円20銭6厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円33銭1厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円43銭7厘	課税標準算 定の基礎と なる額 4円67銭4厘	

税目		年度		52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
県 民 税 率	個人						均等割標準税率 年額 500円					均等割標準税率 年額 700円	
	法人	均等割標準税率 (1)資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3)資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円	均等割標準税率 (1)資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2)資本の金額又は出資金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 100,000円 (3)資本の金額又は出資金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 20,000円 (4)資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 20,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円		均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 100,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 20,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 40,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割標準税率 5.0% 超過税率 6.0%		均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 200,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 40,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2)資本等の金額が10億円を超える50億円以下の法人 年額 500,000円 (3)資本等の金額が1億円を超える10億円以下の法人 年額 100,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円					
	個人	事業除主額 年 220万円										年 240万円	
	その他												
業 税	税率												
	その他							税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1~61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1~61.6.30)につき税額を4分の1減額					住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量制特例措置 61.5.1~H元.3.31 360 1,000本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円 葉巻たばこ " " 500円 刻みたばこ " " " " かき用の製造たばこ " " " " かき用 " " " " を控除した金額
不動産取得税												新築住宅控除 450万円 (60.7.1)	
県たばこ税 (県たばこ消費税)	課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 6円89銭	課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘	課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 8円59銭	課税標準算定の基礎となる額 8円67銭 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数	課税標準算定の基礎となる額 昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000					

税目		年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10	
県民税率	個人		所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%			特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 (限度額20万円)	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 (限度額2万円) 均等割標準税率 年額 1,000円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税の実施 本人 17,000円 控除対象配偶者又は扶養 親族1人につき 8,500円	
	法人				法人税割 超過税率 5.8%			均等割標準税率 (1)資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2)資本等の金額が10億円を超え50億円 以下の法人 年額 540,000円 (3)資本等の金額が1億円を超え10億円 以下の法人 年額 130,000円 (4)資本等の金額が1千万円を超え1億円 以下の法人 年額 50,000円 (5)上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円					
	利子割		・利子等に係る道府県民税を創設 (税率) 支払いを受ける利子等の5%								懸賞金付預金等の懸賞金 にも課税		特定証券投資法人の投資 口の配当等に課税
個人税率	事業除主額						年 270万円						
	その他											保険業を第1種事業とした。	
業税率	税率		<p>・税率の特例を設ける 租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 350万円以下の金額……………6% 年 350万円を超える年10億円以下の金額……………8% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ……………8%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>					<p>租税特別措置法第68条の3(特定の協同組合等の法人税率の特例)第1項の 規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち 年 400万円以下の金額……………5.6% 年 400万円を超える年10億円以下の金額……………7.5% 年 10億円を超える金額……………9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金 額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ……………7.5%(所有のうち10億円を超える金額については、9%)</p>					<p>[普通法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超800万円以下 8.4% 年 800万円超及び清算所得 11% [特別法人] 年 400万円以下 5.6% 年 400万円超及び清算所得 7.5%</p>
	その他			新築住宅控除 1,000万円(H元.4.1) 住宅及び住宅用土地の取得に 係る税率等の特例を3年間延 長(H4.6.30まで)		住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を 3年間延長(H7.6.30まで)		宅地及び宅地比準土地に係る課税標 準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H10.6.30まで)	宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1	新築住宅控除 1,200万円(H9.4.1) 宅地及び宅地比準土地に 係る課税標準の特例 H9.1.1~H11.12.31の取得 価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取 得に係る税率等の特例を3 年間延長(H13.6.30まで)	
不動産取得税													
県たばこ税 (県たばこ 消費税)				・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき 1,129円 (旧3級品については536円)								1,000本につき692円 〔旧3級品については〕 329円	
地方消費税												(創設)消費税の25/100 (消費税率に換算すると) 1%に相当	





年	昭和29	30	32	36	37	40	41	43	44	46	48	49	50	52	53	57	58	平成元
税	入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し、娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設の利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円		ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	ボーリング場を法定施設とした。	ゴルフ場の定額課税の標準税率 1人1日 600円 ゴルフ場所在市町村に対する交付金を6分の1とする。			ボーリング場を利用料金課税から外形課税にした。 (46.7.1) 800円 (48.6.1) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を3分の1とする。 (46.7.1) (48.6.1) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を2分の1とする。 (48.6.1) ゴルフ場に類する施設に対し定額課税を採用した。 1人1日 150円～300円 (48.6.1)				(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率を設ける。(標準税率の1.5倍) (52.6.1)			(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む)の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円 (58.6.1)	ゴルフ場利用税に変更(税率) 1人1日 400円～1,200円 (標準税率 800円) ゴルフ場所在市町村に対する交付金を10分の7とする
特別地方消費税	(免税点) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1泊 700円	芸者の花代 30% 花代に伴う遊興飲食 15% カフェー、バー等 15% 上記以外の飲食 10% 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% (免税点) 飲食店 1人1回 200円 食券食堂 1品価格 100円 (基礎控除) 宿泊 1人1泊 500円 (公給額取証制度の採用)	芸者の花代 15% カフェー、バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 500円 食券食堂 1品価格 250円 宿泊 1人1泊 1,000円 1人1回 300円 1人1泊 150円 1人1泊 800円	・名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 3,000円以下 15% 1人1回 10% 500円 1品価格 250円 1,000円 (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 1人1泊 800円	(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円	(免税点) 飲食店 1人1回 600円 食券食堂 1品価格 300円 宿泊 1人1泊 1,200円 ・知事の指定を受けた店舗では、奉仕料についての税額控除の特例が認められた (41.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,200円 宿泊者の昼食 各 600円 (43.10.1)	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,800円 宿泊者の昼食 各 900円 宿泊者のその他の飲食 各 800円 食券食堂 1品価格 400円 (44.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 1,800円 2,400円 飲食店 1人1回 1,200円 食券食堂 1品価格 600円 (基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,000円 (46.10.1)	(免税点) 旅館における基礎控除 1人1泊 1,500円 (49.10.1)	(免税点) 宿泊(1泊2食及びそれに伴う飲食) 1人1泊 3,400円 飲食店 1人1回 1,700円 食券食堂 1品価格 850円 (50.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円 (52.10.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,000円 (53.10.1)	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 2,500円 (58.1.1)	(基礎控除) 旅館における基礎控除 1人1泊 2,500円 (59.1.1)	特別地方消費税に変更(税率) 利用料金の3% (免税点) 宿泊1人1泊につき 10,000円 つき 5,000円 基礎控除・奉仕料控除の廃止 公給額取証制度の廃止	

年度	3	9	11	15
税目 ゴ ル フ 場 設 立 利 用 税 ( 娛 楽 施 場 利 用 税 )				年少者等のゴルフ場の利用に対する非課税措置の創設 国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税措置の創設
特 別 地 方 消 費 税 ( 料 理 飲 食 等 消 費 税 ( 遊 興 飲 食 )	(免税点) 宿泊等1人1泊につき <b>15,000円</b> 飲食等1人1回につき <b>7,500円</b> ・ 食券食堂における免税点の特例の廃止 ・ 市町村交付金制度の創設 (交付率 1/5) ・ 外国大使等への非課税措置	市町村交付金交付率の変更 (交付率 1/2)	※平成12年3月31日税目廃止	

年 税目	昭和27	28	29	33	38	46	52	54	55	58
鉾 区 税				砂鉾を目的とし ないもの 試掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 90円 採掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 180円  砂鉾を目的とする もの 河床 延長 1,000 メートルごとに 年額 270円 河床でないもの 面積100アール ごとに 年額 90円			砂鉾を目的とし ないもの 試掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 180円 採掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 360円  砂鉾を目的とするもの 河床 延長 1,000メー トルごとに 年額 540円 河床でないもの 面積100アール ごとに 年額 180円			砂鉾を目的とし ないもの 試掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 200円 採掘鉾区 面積100アール ごとに 年額 400円  砂鉾を目的とするもの 河床 延長 1,000メー トルごとに 年額 600円 河床でないもの 面積100アール ごとに 年額 200円
狩 猟 税	税率 2,400円	狩猟を業とする者 1,800円 その他の者 3,600円	前年度分の所得 税を納付する義務 を有しない者、 又は農業を主たる 生業とする者で、 もっぱら自家 労力によってこれ を行う者  1,800円 その他の者 3,600円	① 甲種狩猟免 許を受ける者 及び乙種狩 猟免許を受け る者で②以外 の者 3,600円 ② 甲種狩猟免 許を受ける者 及び乙種狩 猟免許を受け る者のうち、前 年度の総所得 金額が所得税 法の控除額の 合計に満たない もの、又は農 業を主たる生 業とするもの で、もっぱら 自家労力によ ってこれを行 うもの 1,800円 ③ 丙種狩猟免 許を受ける者 900円	① 甲種狩猟免 許を受ける者 、又は乙種 狩猟免許を受け る者で②以外 の者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円 ② 甲種狩猟免 許を受ける者 、又は乙種 狩猟免許を受け る者で当該年 度の県民税の 所得割額を納 付しないもの 狩猟免許税 700円 入猟税 1,000円 ③ 丙種狩猟免 許を受ける者 狩猟免許税 450円 入猟税 350円	① 甲種狩猟免 許を受ける者 、又は乙種 狩猟免許を受け る者で②以外 の者 狩猟免許税 4,500円 入猟税 3,000円 ② 甲種狩猟免 許を受ける者 、又は乙種 狩猟免許を受け る者で当該年 度の県民税の 所得割額を納 付しないもの 狩猟免許税 2,000円 入猟税 3,000円 ③ 丙種狩猟免 許を受ける者 狩猟免許税 1,500円 入猟税 1,000円	① 甲種狩猟免許 を受ける者、又 は乙種狩猟免 許を受ける者 で②以外の者 狩猟免許税 9,000円 入猟税 6,000円 ② 甲種狩猟免許 を受ける者、又 は乙種狩猟免 許を受ける者 で当該年度の 県民税の所得 割額を納付し ないもの 狩猟免許税 4,000円 入猟税 6,000円 ③ 丙種狩猟免許 を受ける者 狩猟免許税 3,000円 入猟税 2,000円	狩猟免許税の名称を狩猟者登録税に改める。 ① 甲種狩猟免許又は乙種狩猟免許に係る狩 猟者の登録を受ける者で②以外のもの 狩猟者登録税 9,000円 入猟税 6,000円 ② 甲種狩猟免許を受ける者、又は乙種狩猟 免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当 該年度の県民税の所得割額を納付しない もの 狩猟者登録税 4,000円 入猟税 6,000円 ③ 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受け る者 狩猟者登録税 3,000円 入猟税 2,000円 ④ 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録又は 当該登録を受けている者が受ける放鳥獣 猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩 猟者の登録 狩猟者登録①～③の税額の1/2 ⑤ 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 入猟税 非課税	甲種狩猟免許又は乙 種狩猟免許に係る狩 猟者登録を受ける者 で、当該年度の県民 税の所得割額を納付 しないものうち地方 税法第23条第1項第 7号に規定する控除 対象配偶者又は同項 第8号に規定する扶 養親族に該当するも の(農業、水産業又は 林業に従事している 者を除く。)以外の者 狩猟者登録税 4,000円 入猟税 6,000円	① 本年度の県民税 の所得割額を納 める者 狩猟者登録税 10,000円 入猟税 6,500円 ② 甲種狩猟免許又 は乙種狩猟免許 に係る狩猟者登 録を受ける者で、 当該年度の県民 税の所得割額を 納付しないもの のうち地方税法第 23条第1項第7号 に規定する控除 対象配偶者又は 同項第8号に規 定する扶養親族 に該当するもの (農業、水産業又 は林業に従事し ている者を除く。) 以外の者 狩猟者登録税 4,500円 入猟税 6,500円 ③ 丙種狩猟免許を 受ける者 狩猟免許税 3,300円 入猟税 2,200円

(五十四年、平成十五年度は狩猟者登録税及び入猟税)  
(三十八年、五十二年度は狩猟免許税)  
(三十七年以前は狩猟者税)



年度 税	16	19	20
鉾 区 税			
狩 猟 税  (五十四年、平成十五年は狩猟者登録税及び入猟税) (三十八年、五十二年は狩猟免許税) (三十七年以前は狩猟者税)	<p>狩猟者登録税、入猟税を、狩猟税に改める</p> <p>網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>① 本年度の県民税の所得割を納める者 <b>16,500円</b></p> <p>② 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付しないものうち地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 <b>11,000円</b> <b>5,500円</b></p> <p>③ 第二種銃猟免許を受ける者 <b>5,500円</b></p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①から③の税率の<b>4分の1</b></p>	<p>網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割する。</p> <p>網猟免許・わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で</p> <p>① 本年度の県民税の所得割額の納付を要する者 <b>8,200円</b></p> <p>② 当該年度の県民税の所得割額の納付を要しない者のうち地方税法第23条第1項第7号に規定する扶養親族に該当するもの(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 <b>5,500円</b></p> <p>放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 ①②の税率の<b>4分の1</b></p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置が創設された。</p> <p>対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録を受ける者、又は同一狩猟期間内に対象鳥獣捕獲員でなくなった場合の登録を受ける者に係る狩猟税の税率</p> <p>各税率の<b>2分の1</b></p>



年 税	4	5	6	7	14	15	16	18	20
自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼルトラック、ディーゼルバスについての買い替え特例の実施4～5年度間税率1/2</li> <li>ハイブリット自動車についての軽減措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車営業用 7,500円 29,500円 貨客乗用車に対する加算額 3,700円 3,700円 自家用 5,200円</li> <li>天然ガス自動車についての軽減措置</li> <li>ディーゼルトラック、ディーゼルバスの買い替え特例中、Nox法の特定地域内で取得したものである特例の非適用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>54年排ガス規制適合車の買い替え特例の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車、天然ガス、メタノール車及びハイブリット車に係る特例措置を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成13年4月1日から14年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成14年度・15年度の自動車税を軽減</li> <li>低公害車及び最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率を概ね50%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率を概ね25%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低燃費車: 税率概ね13%軽減</li> <li>○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成15年4月1日から16年3月31日の間に新車新規登録した場合に、平成16年度の自動車税を軽減</li> <li>低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね50%軽減</li> <li>○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成16年4月1日から18年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減</li> <li>低公害車(ハイブリット自動車を除く。)及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね50%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より75%以上性能がよい自動車+低燃費車: 税率を概ね25%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より50%以上性能がよい自動車+優良低燃費車: 税率を概ね25%軽減</li> <li>○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成18年4月1日から20年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減</li> <li>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準20%向上達成車: 税率を概ね50%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準10%向上達成車: 税率を概ね25%軽減</li> <li>○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(グリーン化税制) ○ 軽課 軽課対象自動車 を平成20年4月1日から22年3月31日の間に新車新規登録した場合に、登録した年度の翌年度の1年間のみ自動車税を軽減</li> <li>電気自動車、天然ガス自動車、及び最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準25%向上達成車: 税率を概ね50%軽減</li> <li>最新排出ガス規制値より75%以上性能がよく、かつ、平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車: 税率を概ね25%軽減</li> <li>○ 重課 ・ 新車新規登録を受けてから11年を経過したディーゼル車及び13年を経過したガソリン車・LPG車: 税率を概ね10%上乗せ</li> </ul>

制限税率を標準税率の1.5倍とした

年度 項目	昭和 28	29	30	31	32	34	36	昭和 39	43	44	49	51	53	54
軽油引取税				(創設) 税率 1k% 6,000円	税率 1k% 8,000円	税率 1k% 10,400円	税率 1k% 12,500円	税率 1k% 15,000円				税率 1k% 19,500円 (2年度間の暫定税率)	暫定税率を2年度間延長	税率 1k% 24,300円 暫定税率を4年度間延長
その他の税	・附加価値税の実施が、昭和29年1月1日からと延期された。	・附加価値税は廃止された。	・大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。											
自動車取得税								(創設) 昭和43年7月1日から実施税率 取得価額の3%  (免税点) 取得価額10万円	(免税点) 取得価額15万円	(税率) 自家用の自動車で軽自動車以外のもの 取得価額の5%  (免税点) 取得価額30万円 (昭和49年4月1日から昭和51年3月31日までの時限法)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円 (2年度間延長)	

年度 項目	55	58	60	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
軽油引取税		暫定税率を2年度間延長	暫定税率を3年度間延長	暫定税率を5年度間延長	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税団体を軽油の納入地の所在の都道府県に変更</li> <li>混和等の承認義務制度の創設</li> <li>仮特約業者制度の創設(元.10.1)</li> </ul>				税率 1k% 32,100円 (平成5年12月1日から) 暫定税率を平成9年度まで延長					暫定税率を5年度間延長
その他の税		大規模償却資産の価格のうち所在市町村の課することのできる課税標準を超える部分の金額税率 1.4%												
自動車取得税	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円(3年度間延長)	(税率) 暫定税率を2年度間延長  (免税点) 取得価額30万円(2年度間延長)	(税率) 暫定税率を3年度間延長  (免税点) 取得価額30万円(3年度間延長)	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額30万円(5年度間延長)	(税率) ディーゼルトラック、ディーゼルスバスについての買い替え特例の実施(H2～3年度間、1%控除)  (免税点) 取得価額50万円以下(H2～4年度間)	(税率) ABS装着規制適合車への買い替え 0.3%控除 ビギーバック輸送用トラックの取得 0.3%控除	ディーゼルトラック、ディーゼルスバスについての買い替え特例の実施(H4～5年度間、1%控除)  平成5年排出ガス規制適合車の取得 平成4年4月1日～平成5年9月30日 1%控除 平成5年10月1日～平成6年2月28日 0.1%控除 ハイブリッド自動車の取得 2%控除	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長)	ABS規制適合車の取得 平成6年4月1日～平成7年8月31日 0.3%控除  メタノール自動車、ハイブリッド自動車に係る特例措置を平成8年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置とする(平成9年3月31日まで) 平成6年排出ガス規制適合車の特例措置廃止 中小企業流通業務効率化促進法の認定を受けた事業協同組合等が取得する事業用自動車の特例措置の適用期限を平成9年3月31日まで延長する。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について2.4%控除とする。	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成11年3月31日まで延長する。	(税率) 暫定税率を5年度間延長  (免税点) 取得価額50万円(5年度間延長)	
														ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置についてバス、トラックその他の省令で定めるもの 2.4%控除 その他の特定自動車 2%控除 平成10年4月1日～平成12年3月31日 平成11年度排出ガス規制適合車の取得 平成10年4月1日～平成11年9月30日 1%控除 平成11年10月1日～平成12年2月29日 0.1%控除

年度 項目	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
軽油引取税					暫定税率を5年度間延長					暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) 〔暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:1kl・15,000円〕	道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた	現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現行の税率水準を維持する。  原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止する規定(トリガー条項)を創設する。
その他の税												
自動車取得税	<p>ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置について バス、トラックその他の省令で定めるもの 2.7%控除 その他の特定自動車 2.2%控除 平成11年4月1日～平成12年3月31日 平成12年度排出ガス規制適合車の取得 平成11年4月1日～平成12年9月30日 1%控除 平成12年10月1日～平成13年2月28日 0.1%控除</p> <p>低燃費車に係る特例措置について取得価額から30万円を控除する。 平成11年4月1日～平成13年3月31日</p>	<p>ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成13年3月31日まで延長する。 平成13年度排出ガス規制適合車の取得 平成12年4月1日～平成13年9月30日 1%控除 平成13年10月1日～平成14年2月28日 0.1%控除</p>	<p>ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成15年3月31日まで延長する。 低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円を控除)を一定の条件を付して平成14年3月31日まで延長する。 一定の要件を満たした自動車に係る廃車買い替えが平成13年4月1日～平成15年3月31日までに行われた場合 0.5%控除</p> <p>平成14年度排出ガス規制適合車の取得 平成13年4月1日～平成14年9月30日</p>	<p>低燃費車に係る特例措置(取得価額から30万円控除)を平成15年3月31日まで延長する。 平成15年度排出ガス規制適合車の取得 平成14年4月1日～平成15年9月30日 1%控除 平成15年10月1日～平成16年2月29日 0.1%控除</p> <p>ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 超低PM認定車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除</p> <p>低燃費車に係る特例措置 (取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx・PM法対策地域陸車代替特例措置 平成1</p>	<p>(税率) 暫定税率を5年度間延長 (免税点) 取得価額50万円 (5年度間延長)</p> <p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成17年3月31日まで延長する。</p> <p>超低PM認定車に係る特例措置 平成15年4月1日～平成17年3月31日 1.5%控除</p> <p>低燃費車に係る特例措置 (取得価額から30万円控除)を一定の条件を付して平成16年3月31日まで延長する。 NOx・PM法対策地域陸車代替特例措置 平成1</p>	<p>平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る) 平成16年4月1日～平成17年9月30日</p> <p>ディーゼル車に限る乗用車を除く自動車 2%控除</p> <p>ディーゼル車に限る乗用車 1%控除</p> <p>NOx・PM法対策地域陸車代替特例措置 平成17年度排出ガス規制適合車のうちディーゼル車(乗用車を除く) 平成16年4月1日～平成17年9月30日 2.1%控除</p> <p>優良低燃費かつ低排出ガス車(75%) 平成16年4月1日～平成18年3月31日 取得価額から30万円</p>	<p>電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。 ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を平成19年3月31日まで延長する。</p> <p>平成17年排出ガス規制適合車(ディーゼル車に限る)のうち、乗用車を除く自動車 平成17年10月1日～平成18年3月31日 1%控除</p> <p>車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 ・平成27年度燃費基準達</p>	<p>平成22年度燃費基準20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から30万円控除</p> <p>平成22年度燃費基準10%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成18年4月1日～平成20年3月31日 取得価額から15万円控除</p> <p>車両総重量3.5t超のディーゼルトラック・バス等のうち ・平成27年度燃費基準達成車かつ新長期規制(排出ガス基準)10%以上低減車 平成18年4月1日～平成20年3月31日 2%控除 ・平成27年度燃費基準達</p>	<p>電気自動車に係る税率の特例措置を平成21年3月31日まで延長する。 天然ガス自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件を新たに加えた上で、平成21年3月31日まで延長する。</p> <p>ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置を、排出ガス要件と燃費要件を新たに加えた上で、平成19年度は2.0%軽減、平成20年度は1.8%軽減とする。</p>	<p>(税率) 暫定税率を10年間延長(平成20年5月1日から) 〔暫定税率の失効により、平成20年4月1日～30日までの税率:取得価格の3%〕</p> <p>(免税点) 取得価額50万円 (10年度間延長)</p> <p>平成22年度燃費基準25%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から30万円控除</p> <p>平成22年度燃費基準15%又は20%向上達成車かつ低排出ガス車(75%) 平成20年5月1日～平成22年3月31日 取得価格から15万円控除</p>	<p>道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改められた</p> <p>低公害車・低燃費車の軽減措置の創設(平成21年4月1日～平成24年3月31日に取得された新車) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の基準を満たす天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・ディーゼル乗用車 非課税</p> <p>大型ディーゼル車 H21排出ガス規制適合かつH27年度重量車燃費基準達成車 税率を75%軽減</p> <p>H17排出ガス基準値より10%以上NoxまたはPM低減</p>	